

<p>1. 開会 深浦会長</p>	<p>出席予定の委員の皆様がお揃いですので、ただ今から、「令和7年度第3回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。 まず初めに、委員の出欠状況につきまして、事務局から報告してください。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>委員総数15名のうち、公益委員5名、労側委員5名、使側委員4名、計14名の委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。</p>
<p>2. 会長挨拶 深浦会長</p>	<p>改めまして、皆様、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。 先ほど専門部会におきまして、長崎県最低賃金の改正について結審いたしました。 本日、林部会長から専門部会報告を受けた後、長崎県最低賃金の採決を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 専門部 会長報告 深浦会長</p>	<p>早速、議題に入ります。最初の議題は、専門部会報告でございます。専門部会の林部会長から、報告をお願いいたします。</p>
<p>林部会長</p>	<p>はい。部会長の林から専門部会の審議の経過と結果について、ご説明申し上げます。 7月23日長崎地方最低賃金審議会に諮問されました長崎県最低賃金の改正決定の調査審議につきまして、長崎県最低賃金専門部会に付託され、8月13日の第1回から本日9月2日の第5回までにわたり専門部会を開催し、結審に至りました。 労働者側委員、使用者側委員からそれぞれ基本的な考え方の説明をいただき、その後、現下の経済情勢や雇用情勢等を踏まえて、委員の皆様方による真摯なご議論を積み重ねて参りました。 その結果、専門部会におきまして、公益委員見解をお示した上で、採決いたしました。 本年度の長崎県最低賃金は、「78円引上げて、1時間1,031円とする。」また、効力発生の日は「令和7年12年1日」指定日発効という結論に</p>

	<p>達しました。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、事務局から、専門部会報告書（長崎県最低賃金の改正決定に関する報告書）について、配付と朗読をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>ただ今から、専門部会の「報告書」の写しをお配りしますので、ご覧いただきたいと思います。</p>
	<p><報告書の写しを委員及び傍聴人・報道機関に配付する></p>
<p>木場室長</p>	<p>専門部会報告書につきまして、朗読いたします。 「長崎県最低賃金の改正決定に関する報告書」 当専門部会は、令和7年7月23日に長崎地方最低賃金審議会から付託された長崎県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」（令和7年閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（同日閣議決定）に配意し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。 本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。 なお、中央最低賃金審議会の目安答申において、政府に対し、中小企業・小規模事業者への生産性向上支援や価格転嫁対策等の多くの要望がなされたところであるが、長崎労働局においても、可能な限り多くの県内中小企業・小規模事業者が賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう強く要望する。 具体的には、業務改善助成金をはじめとする政府が掲げる各種助成金の受給機会が広がるよう、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを、当専門部会として要望する。 また、取りまとめに当たっては、労働者側委員及び使用者側委員より別紙2のとおり国に対する要望がなされていることを申し添える。 （記以下の専門部会委員の読み上げは割愛）</p> <p>別紙1の内容についてです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適用する地域 長崎県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者

	<p>4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,031円</p> <p>5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当</p> <p>6 効力発生の日 令和7年12月1日</p> <p>別紙2につきましては、労働者側委員からの要望事項及び使用者側委員からの要望事項を添付しております。内容としては以上となります。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>カメラによる撮影は、一旦ここまでとさせていただきますので、説明をお願いします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>申し訳ございませんが、報道機関のカメラによる撮影を一旦ここまでとさせていただきます。 報道機関のカメラの方は、撮影を中止してください。</p>
<p>(2) 長崎県 最低賃金の 改正について</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今の専門部会報告におきまして、長崎県最低賃金は、「78円引上げて、1時間1,031円とする。」また、「発効日は令和7年12月1日とする。」ことが報告されました。 これに関しまして、何かご意見ございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、ただ今の専門部会報告に関しまして、ここで採決によって結審したいと存じますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>使用者側委員です。 これまで審議を重ねて、使用者側の立場、状況も再三説明して参りました。 その結果、示された内容が、1時間1,031円。他の状況もありますけれども、これに対し、使用者側委員としては、とても採決に臨める状況にございません。 したがって、反対の強い意思を示すために、退席させていただきます。</p>

深浦会長	会長としましては、ぜひ、使用者側委員の皆様にも採決に参加していただきたいのですけれども。
峯下委員	意思に変わりはありません。
深浦会長	承知いたしました。
使用者側委員	<p><退席></p> <p>※なお、審議会事務局は、(会長の意向を受けて)退席を思い止まるよう、退席する委員を説得したが、応じて頂けなかった。</p>
深浦会長	<p>それでは、皆様にお諮りいたします。</p> <p>専門部会での結論、長崎県最低賃金は、「78円引上げて、1時間1,031円とする。」「発効日は令和7年12月1日とする。」ことにつきまして、賛成、反対の順で挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<挙手>
深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、専門部会の結論、長崎県最低賃金は、「78円引上げて、1時間1,031円とする。」「発効日は令和7年12月1日とする。」ことにつきまして、反対の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<挙手なし>
深浦会長	それでは、事務局から採決の結果を報告してください。
池田指導官	<p>採決の結果をご報告いたします。</p> <p>採決の際の委員の出席は、会長を含めて10名でございました。</p> <p>会長は最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、可否同数のときに裁決権を持っていることから委員として採決に加わらないとされており、会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。</p> <p>その結果、採決の基礎数は9名。</p> <p>9名全員の委員が賛成ということで、よって、賛成多数となりましたことをご報告いたします。</p>
深浦会長	はい。ありがとうございます。

<p>使用者側委員</p>	<p>採決の結果、賛成9名、反対0名との結果になりまして、賛成多数により、改めて申しあげますが、長崎県最低賃金は「78円引上げて、1時間1,031円とする。」また、「発効日は令和7年12月1日とする。」ことを決定いたします。</p> <p>それでは、本審議会から長崎労働局長に対し答申いたしますが、答申案を事務局より委員の皆様方にお配り下さい。</p> <p>ここからは、カメラにつきまして、再び撮影可といたします。</p> <p><入室></p> <p><答申（案）を委員及び傍聴人・報道機関に配付></p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、お配りしました答申案につきましては、専門部会報告書と同様の内容となっております。</p> <p>ご了承いただければ、この内容で、本審議会より長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議を申し立てる委員なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、この内容で本審議会より長崎労働局長に対し答申することといたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>会長並びに局長は中央へお願いいたします。</p> <p>撮影していただいて差し支えありませんが、中央には入らないようお願いいたします。</p> <p><会長と局長が中央へ移動></p> <p><会長が答申文読み上げ></p>
<p>深浦会長</p>	<p>答申いたします。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会は、本年7月23日、長崎労働局長から、「長崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けまして、調査審議を重ねた結果、「長崎県最低賃金を78円引上げて、1時間1,031円」、効力発生日については、「令和7年12月1日」とするよう答申いたします。</p> <p><会長から局長へ答申文を手交></p>

<p>深浦会長</p>	<p>ここで倉永労働局長からご発言があるとのことですので、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>倉永局長</p>	<p>皆様、長い間のご審議ありがとうございました。 ただ今、答申をいただきました。委員の皆様方には、慎重かつ丁寧なご審議を賜わり、改めて厚く御礼申し上げます。 答申を踏まえて、労働局としては、所要の手続きを進めるとともに、異議審を経て、答申どおり改正決定がなされましたら、直ちに最低賃金の周知徹底を拡く行ってまいります。 また、ご指摘いただいた業務改善助成金をはじめとする周知・活用促進や、適切な価格転嫁と生産性向上の環境整備について、施策を総動員して、引き続き全力を挙げて取り組む所存です。 委員の皆様方には、引き続き、審議会の運営に御協力を賜りますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。 本日は、誠にありがとうございました。</p>
<p>(3) その他</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>今後の事務手続き及び審議会日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>ただ今、答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づきまして、本日付けで答申内容の公示を行い、15日間異議の申し出を受け付けますと、異議申出締切日が9月17日（水）となりますので、この間に異議申出があった場合には、異議申出締切日の翌開庁日である9月18日（木）午前9時00分から第4回本審（異議審）を、この会議室において開催したいと思います。 また、9月16日（火）及び9月17日（水）に運営小委員会を開催し、特定最低賃金にかかる参考人意見聴取等必要性の有無についての審議を行っていただくこととしており、その結果を9月18日の第4回本審（異議審）の中で報告していただき、特定最低賃金の必要性の有無についての答申を行う予定としております。 その後、異議審後に官報公示等の事務処理を行いますので、指定日の12月1日が発効日となります。 今後、このようなこのような流れで手続き等進めていきたいと思っております。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>異議の申出があった場合は、9月18日（木）午前9時00分から、この会議室におきまして、第4回本審（異議審）の開催を予定させていた</p>

	<p>だきます。</p> <p>また、その前の9月16日（火）、17日（水）は運営小委員会を開催いたしまして、特定最低賃金にかかる参考人意見聴取等、必要性の有無について審議を行いたいと思います。指名されている委員の皆様は、よろしく願いいたします。</p> <p>その他、最後になりますけれども、ご意見等ございますか。労働者側委員の皆様、よろしいですか。</p>
労働者側委員	<p><意見等なし></p>
深浦会長	<p>使用者側委員の皆様、よろしいですか。</p>
使用者側委員	<p><意見等なし></p>
深浦会長	<p>他にご意見等がないようであれば、事務局説明の日程で本年度の長崎県最低賃金の改正が進められることとなります。</p> <p>なお、この会議の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>委員の皆様方には、大変長期間にわたり、慎重かつ真摯なご議論をいただきました。皆様のご協力に、心より感謝申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。ありがとうございました。</p>